

## 道路法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 占用料の額の改定

一 消費税率の引上げに伴い、指定区間内の国道に係る占用料について所要の改正を行うものとする  
と。

(第十九条関係)

二 指定区間内の国道に係る占用料の額を改定すること。

(別表関係)

### 第二 施行期日

この政令は、令和元年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の二の改正規定は、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)